

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を次のように定める。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

- 1 開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算

機による情報処理の用に供されるものをいう。)を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができ機能具备了たものとする。

- 一 電子開示手続又は任意電子開示手続に係る書類に記載すべき財務諸表等(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次項において「財務諸表等規則」という。))第一条第一項に規定する財務諸表、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号)第一条第一項に規定する四半期財務諸表、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)第一条第一項に規定する中間財務諸表、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第一条第一項に規定する連結財務諸表、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。)を提出する場合 次に掲げるすべての基準
- イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格HTML四・〇一仕様書に適合するもの

ロ 拡張可能な事業報告言語（XBRL）二・一に適合するもの

二 前号に掲げる場合以外の場合 ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格HTML四・〇一仕様書に適合するもの

2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者が外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社をいう。以下この項において同じ。）である場合（当該外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この項において同じ。）又はその本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法による財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。）を提出する場合に限る。）には、前項第一号の規定は、適用しない。

附 則

この告示は、平成二十年三月十七日から適用する。ただし、電子開示手続又は任意電子開示手続に係る書類に記載すべき財務諸表等を提出する場合において、直近の事業年度又は特定期間（金融商品取引法第二十条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る財務諸表等が同年四月一日前に開始する事業年度又は特定期間に係る財務諸表等であるときは、第一項第一号ロの規定を適用

しないことができる。

○金融庁告示第 号

平成十六年金融庁告示第三十三号（金融商品取引法施行令第十四条の十一第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件）は、平成二十年三月十六日限り廃止する。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文